

令和 5年 9月 27日

ORCA サポート医療機関様

## 【重要】

プログラム更新・マスタ更新のお願い  
(10月以降の新型コロナ治療薬補助、特例点数対応 他)

株式会社スカイ・エス・エイチ  
長谷川、小林、竹本、畑中

いつもお世話になり、ありがとうございます。

9月26日以降にプログラム更新・マスタ更新をよろしくお願いいたします。

10月1日開始、新型コロナ治療薬補助の公費一部負担対応および、特例点数の診療行為マスタ等については、本 FAX 2/3 以降をご参照ください。

なお、治療薬補助のレセプト対応については、10月末対応の予定です。

このページを含めて 3枚 送付

令和 5 年 10 月 1 日開始

「令和 5 年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」の  
ORCA 対応

株式会社スカイ・エス・エイッチ

💡 みなさまへお願い 💡

詳細は厚労省ホームページや医師会等の配布物をご確認ください。

また、算定要件や解釈についてのご質問は、医師会や保団連（保険医協会）等へお問い合わせをお願いいたします。弊社ではお答えしかねます。ご了承ください。

■ コロナ治療薬

令和 5 年 10 月以降は一定の自己負担を求めつつ公費支援は継続。（令和 6 年 3 月 31 日まで）

● コロナ治療薬の自己負担上限額

医療費の自己負担割合が

1 割負担の患者：3,000 円 2 割の患者：6,000 円 3 割負担の患者：9,000 円

（75 歳到達月は、保険者変更前後で上記自己負担限度額が 1 / 2 ずつとなります。）

- 公費対象の治療薬はこれまでと変更はありません。
- 公費負担者番号および公費受給者番号に変更はありません。
- 公費の登録方法、診療行為の入力方法は、これまでと同じ入力、登録方法です。変更はありません。
- 患者登録で 9 月末までに登録した「治療薬補助」の適用期間終了日を、10 月以降の日付に延長をして登録することはできません。  
あらためて「公費追加」で公費番号を入力し、適用期間開始日を 10 月以降の日付で登録をしてください。
- 診療行為で入力すると患者の負担割合に合わせて、自己負担上限まで自動計算します。
- 院外処方箋でコロナ治療薬を処方する場合も、これまでと同じ入力、登録方法です。変更はありません。

● 補足

- ◆ 治療薬の自己負担上限限度額はレセプト単位で適用します。入外それぞれに治療薬の算定がある場合や、保険変更があり、変更前後それぞれに治療薬がある場合は、別レセプトになるため、それぞれ限度額を適用します。
- ◆ 複数回治療薬の算定があっても、同一レセプトの場合は限度額までの自己負担となります。
- ◆ 生活保護（単独）の場合、自己負担はありません。（全額公費負担）

● レセプト記載

従前の記載要領どおりです。

- ◆ 公費一部負担金が 0 円の場合は、「0」を記載します。
- ◆ 公費一部負担金が自己負担限度額に達しない場合は、1 円単位の金額を記載します。  
※公費一部負担金が自己負担限度額に達しない場合であっても、レセプト保険欄一部負担金に金額記載を行う場合については、10 円単位での記載となります。

■ 特例の診療行為コードについて

名称や診療行為コードの変更、終了があります。

10月1日以降は【新】の診療行為コードを使用して入力してください。

以下、主な診療行為コードです。7月末で終了した診療行為をのぞいて掲載しております

❖ 感染予防策を講じた上で外来診療を実施  
マスクおよび名称の変更

受入患者 の要件	【旧】～9月30日まで		【新】10月1日から	
	診療行為 コード	名称	診療行為 コード	名称
限定 しない	113045350	院内トリアージ実施料 (特例) 300点	113046250	特定疾患療養管理料 (100床未満の病院)(特例) (10月以降) 147点
限定 する	113045450	特定疾患療養管理料 (100床未満の病院)(特例) 147点	113046650	夜間・早朝等加算(特例) (10月以降) 50点 ※1

※小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料も別に算定可(包括外)

※1について

■新型コロナウイルス感染症患者又は疑い患者に対してのみ算定する場合、施設基準に満たしているもの(届出していなくても算定可能)とする。

■夜間・早朝等加算を算定できない病院や夜間・早朝等以外に診療を行った場合であっても算定できる。

■夜間等に算定する通常の夜間・早朝等加算と併算定可

❖ 療養指導に係る特例(終了)  
終了のためマスクの廃止

【旧】～9月30日まで		【新】10月1日から	
診療行為コード	名称	診療行為コード	名称
113045550	特定疾患療養管理料 (100床未満・療養指導)(特例) 147点	終了のため 廃止	※ 算定できません

❖ 新型コロナウイルス感染症に関連した往診又は訪問診療を実施した場合の特例  
マスクおよび名称の変更

【旧】～9月30日まで		【新】10月1日から	
診療行為コード	名称	診療行為コード	名称
180070050	救急医療管理加算1(緊急の往診等) (特例) 950点	180070850	院内トリアージ実施料(在宅) (緊急往診等)(特例)(10月以降) 300点